平成２４年（フ）第３２号
山形県鶴岡市新海町２番３―22号
債務者　五十嵐利恵子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第１７６号
茨城県東茨城郡茨城町大字下石崎1256番地３
債務者　大津　伸生
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１８６号
茨城県水戸市有賀町1074番地の２
債務者　岡嶋　啓一
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１９０号
茨城県水戸市千波町1364番地　郡司住宅５号
債務者　藤田　道代
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１９１号
茨城県ひたちなか市はしかべ１丁目19番３号
債務者　荒　遵一朗
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第７５号
群馬県館林市大街道１丁目８番21号　レジデンス幸栄Ⅱ―201、前住所群馬県太田市藪塚町1625番地10　レオパレスルーチェ108号
債務者　大門　健太（旧姓勝木）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１７３号
新潟市西区青山１丁目７番７号　マンション青山パレス104号
債務者　佐野　　強
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５４号
愛知県一宮市時之島字念佛塚48番地７
債務者　岩田　侑蘭
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５９９号
京都市山科区日ノ岡ホッパラ町47番地４　一里塚荘１Ｆ101号、前住所京都府木津川市梅美台３丁目14番地８
債務者　ムトゥクマラン俊美（旧姓若林）
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
奈良市富雄元町２丁目３番29―１号　上田ビル506号
債務者　松下　　暁
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１３６号
奈良市杉ケ町14番地　西田第一ビル501号
債務者　鈴木　武司
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１４２号
奈良市肘塚町167番地の18
債務者　細川　美穂
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１５４号
奈良県桜井市大字大福195番地の３
債務者　吉村　　榮
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１２号
岩手県宮古市津軽石第３地割３番地１
債務者　山崎與四郎
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第３６８号
東京都あきる野市野辺375番地９グランベール102号
債務者　足達　照美
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５４２号
東京都府中市浅間町３丁目１番地の２サンマンションアトレ府中107
債務者　高山　智子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５８６号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎486番地４
債務者　田中　政男
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部